

前田東公園・上新田公園多目的広場の 土曜・日曜・祝日の利用方法について

川口市都市計画部公園課

ここに定めるルールは、多目的広場でスポーツ団体等がスポーツを行う場合のものです。

1 団体利用ができるスポーツ

- (1) ソフトボール（大人の方でもご利用になれます。）
- (2) 少年野球
- (3) 少年サッカー
- (4) ゲートボール、グラウンドゴルフ
- (5) 運動会等、危険性の少ないもの

2 利用時間

利用月	時間区分（2時間1区分）
4月～9月	① 8時00分～10時00分
	② 10時00分～12時00分
	③ 12時00分～14時00分
	④ 14時00分～16時00分
	⑤ 16時00分～18時00分
10月～3月	① 8時30分～10時30分
	② 10時30分～12時30分
	③ 12時30分～14時30分
	④ 14時30分～16時30分

※ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及びその他イベント等による占有がある場合は、申込みできません。

3 利用方法

- ・事前に占有申請（利用団体登録）を行い、許可（年度利用）が必要となります。
- ・許可（年度利用）後、月毎の利用申込みをすることができます。

4 占有申請（利用団体登録）

【申請窓口】 川口市役所 鳩ヶ谷庁舎 5階 都市計画部 公園課

【受付時間】 月曜日～金曜日（土・日・祝日、年末年始を除く）
8時30分～17時15分

【お問合せ先】 電話 048(242)6337

【申請書類】 ①都市公園占用・行為許可申請書 ②利用登録団体の概要書

※申請書類は、公園課窓口にて備えてあります。

【占用申請時の注意事項】

- ・申請時には、印鑑（スタンプ式は不可）をご持参ください。
- ・占用申請（利用団体登録）は、年度ごとに行ってください。
- ・申請から許可までには、概ね1週間ほどかかりますのでご了承ください。
- ・申請内容（代表者の氏名、住所、電話・FAX番号など）に変更がありましたら、すみやかに申請窓口までご連絡ください。

【許可の取り消し】

- ・許可条件に違反した場合は、川口市都市公園条例第34条の規定により許可を取り消しますのでご了承ください。

5 月毎の利用申込み

- ・土曜・日曜・祝日の利用申込みの事務取扱いは、指定管理者が行います。

【指定管理者】 公益財団法人川口市公園緑地公社（公園担当）

住 所 川口市飯原町14番1号

【お問合せ先】 電 話 048(256)2510

8時30分～17時30分（金曜日、年末年始を除く）

F A X 048(254)3360

【申込み受付】

- ・土曜・日曜・祝日のご利用に関しては、利用希望者が多いことから、抽選会を実施します。
- ・抽選会は、利用する月の前月の1日の午前9時から川口市役所鳩ヶ谷庁舎3階305会議室（会場変更がある場合は当日にお知らせいたします）で行います。ただし、その日が土曜・日曜・祝日にあたる場合は、市の休日の翌日となります。

【制 限】

- ・抽選会に参加できるのは1団体につき1名です。2名以上参加の場合は無効となります。
- ・抽選会に参加できるのは市内在住または在勤の方に限らせていただきます。
- ・利用申込みができる区分（2時間で1区分）は、1団体に付き、2区分までとします。
- ・原則として、抽選会終了まで途中退出はできません。途中退出する場合は、辞退したものとみなします。

【利用申込書の提出】

- ・抽選会終了後、利用申込書を提出してください。利用申込書は必ず申込者本人が提出してください。代理提出は認めません。

【抽選会終了後の申込み】

- ・ 抽選会終了後に空きがある場合は、電話による先着順で受付いたします。（既に2区分を申込済の場合は申込できません）
- ・ 電話受付後、指定管理者が申込者に代わって利用申込書を記入し、確認のためファクシミリにより利用申込書を送らせていただきます。利用申込書に記載の事項に誤りがないか必ず確認を行ってください。
- ・ 日時に誤りがあった場合には速やかに連絡をお願いします。また、ファクシミリが届かない場合も必ず連絡をお願いします。連絡がない場合は、送信したファクシミリが正式な利用申込書となります。
- ・ ファクシミリでの受信ができない場合は、相談のうえ、その他の方法で確認いたします。

○その他

- ・ キャンセルの場合は、事前に連絡してください。
- ・ コンディション不良による利用の振り替えはありません。
- ・ 用具等の貸出はありません。

◎ このルールは、平成26年4月1日から適用します。

利用までの流れ

